

というふうなことを、考えて決定した方がよろしかろうと思
います。

ただ今度井議員が発言されたようにあとまで記入されたこ
のをそのまま見て承認するという方がよい、ように考之ま
すがその点は研究問題であります。ええ、途中で
退席したような場合署名議員として日程上皆柳の御
承認を得た場合には、これはどうなるかという問題を研究
をお願いします。

変更すべきか了解すればそのまま署名議員として認める
かと途中のことは自分では出ても確認されないということに
署名することになるわけで、これらは署名議員の性格か
らいつてまずいのではないかということも考之るのであり
ます。

十三番(大森部) その点の研究課題が多いと思いますが、今日村議員

からえいわれたように退席という関係も出てくると先にやつ
た方がよいということとは勿論だけれど議席にいる時は気を配つ
ているのでやはり自分が署名議員として指名されている上に
たつてはその要項についてよく注意する、そういう点で署名に印
を押すという関係で総合的な問題からしてくると先に署名議
員を指名しておいた方がよいのではないかと例之ば帰られた時
にどうするかという場合にはおそく三名か三名、帰るという
ことはあり得ないので一名は次の人に変更してえ自分は今日、署
名議員だという点に立つて討論議決等について格段の注意をす
ると立派な確認が出来る、と、そういう関係で私の考之では先
に指名しておいた方がよいのではないかと思います。

一十六番(山手三) 大体この附近の市関係の内容を見ますと先に署名議員
の指名をされていると聞いておりますので、こういう点はただ今十
三番議員並びに十八番議員よりなかく、両方の長所が出され

ておりますが確かにこれは研究の要があると考えますので、この
点是非事務局で周囲の状況を十分その内容を署名が重要
なもののだけに十分研究していただくということをお願い
します。

一、議長(佐藤義)署名各議員の件につきましては事務局をしまして研究いたさ
せますので、回数多くお願いいたします。

本日は大変重要な案件を慎重御審議下さいまして誠にありが
とうございます。これをもちまして全員協議会を閉会いたし
ます。

午後六時三十分閉会

昭和二十六年六月三日

福生町議会

五川

信

五川





昭和三十六年六月

第三回福生町議会定例会々議録(第二日目)

昭和三十一年六月五日第二回福生町議会定例会々議録第二頁目
一 昭和三十一年六月五日第二回福生町議会定例会を福生町役場会議室に
招集された

一 定招議員は次の通りである

- 一番 斎藤 真一 二番 岸 氏 三番 高橋 千春
- 四番 村野 弘 五番 斎藤 博 六番 高水 惣八
- 七番 山下 久吉 八番 笹本 益夫 九番 山下 幸三
- 十番 清水 与市 十一番 大久保 一郎 十二番 磯村 武夫
- 十三番 細淵 晋一 十四番 米泉 薫 十五番 中西 虎藏
- 十六番 西村 光人 十七番 高橋 彦市 十八番 渡井 明
- 十九番 石川 信義

一 不定招議員は次の通りである

- 九番 渡辺 健三郎 十番 平井 賢治 十一番 吉田 有
- 十八番 田村 祐一

一出席議員は次の通りである

出席議員は次昭議員と同じである

一欠席議員は次の通りである

欠席議員は次昭議員と同じである

一議会事務局の職員は次の通りである

事務局長町田信二 書記島田 猛 書記内田和雄

一地方自治法第百九条の規定により会議事件説明のため出席を求めたものは次の通りである

町 長瀬古清蔵 助役川窪金吉 助役篠崎俊夫

収入役大野忠一 総務課長貫井喜代次 郷土課長橋本孝蔵

水産課長高木 求 税務課長森田 猛 教育長橋本矢五郎

民生課長古谷徳男 産業課長上野重勝 土木課長猪俣清吉

一本日の議事日程は次の通りである

日程第一 福生清郷条例の制定について「議案第五十三号審査報告

告第ニ十六号

一本日の会議事件は次の通りである

議事日程に同じである

一議長(斎藤義)昭和三十一年第三回福生町議会定例会(二日目)の御通知を差し上げました所議員各位におかれましては公私御多端にえかかわらず御出席下さりましてありがとうございます(ごまひます)

ただ今までの出席議員は十九名であります人よつて本日の会議は成立いたしました

ただちに本日の会議を開きます

一議長(斎藤義)日程第一 福生町清郷条例の制定について「議案第五十三号」を議題に供します

助役から説明を求めます

一助役(篠崎俊夫) 本議会におかれましては町民の日常生活に最も重要

な案件の一つであります。清掃条例案を慎重に御審議をいた
だくわけでありますが誠にありがとうございます。

全町民を代表いたしまして心からお礼申し上げる次第であ
ります。

本条例案につきまして週日の本会議におきまして理事者の
提案説明の後に御質疑等いただいたのでございますがその
後それらの御意見を尊重して理事者において慎重に更に調査
研究をいたしました結果本条例案中の第十八条の次に罰則
の規定を押入することが最も適切であると言う結論を得
ましたので誠に恐縮ではありますが条例案の訂正をお願い
いたします。

一応朗読させていただきますと第十八条の次に罰則という見
出しで第十九条として一個所条例を押入するわけで
す。朗読いたしますと罰則第十九条公共の利益に反して、みだ

りに第五条にかかざる行為をした者は十万円以下の罰金
又は拘留若しくは科料に処する

第五条に掲げる行為と申しますのは道路、空地、河川、水
路等にみだりに汚物を捨ててはならない旨の規定であり
ましてこの条例に違反したものは十万円以下の罰金又は拘留又
しくは科料に処する

次に第六条で第九条の一項及び第十三項の規定に違反した者は六ヶ
月以下の懲役若しくは十万円以下の罰金に処し又はこれを併
科する。この第九条の一項と申しますのは町長の許可を得
ないで汚物、取扱いの業を行つた者でありまして第九条のガ
三項と申しますのは汚物取扱いの許可を受けず、取扱業者
が町長の承認を得ないで契約違反の行為を行つた場合、この
二つの場合六ヶ月の懲役若しくは十万円以下の罰金に処し又は
これを併科する旨の規定にするわけです。

このオナ九条の規定を挿入いたしますと現在御提案申し上げてあります。オナ九条の委任の規定はオナ九条に改めていたいただきまして一昨日、開催されました厚生委員会におきましてこの規定を挿入いたすことで御審議をいただきたいと考えております。不手際で申し訳ございませんが、宜敷く御了承の程をお願い申し上げます。

一議長(宮信義) 本案は先に厚生委員会に付託、御審議なさっておりますので委員長の報告をお願いいたします。

一十四番磯村(武夫) 御指名いただきまして去る二日に本委員会に付託されまして、福生町清掃条例の審査報告の御説明をさせていただきたいと思います。オナ九条よりオナ九条まで各条例につきまして慎重に審査いたします。その中で特にオナ四条、オナ五条の点につきまして清掃事業を本当に理想的に施行するにはオナ四条の個人の道徳的気持を充分に發揮していただくなければま

づいオナ五条の禁止された所に汚物を捨てておまづつと云うことを審議したのですが個人の場合には特に本人の所有の中にあることでありましてどこまで本人にそうした気持を喚起していただく様に、とめれば守れるのではないかと云うことになつたわけですから。

オナ五條の道路、空地、河川、水路等にみだりに汚物を捨ててはならないと云うことを指摘いたしまして、もしそれを犯かすものがあつた場合、どうしたらよいのか、何か法的な裏付けがあつた方がよいのではないかと云う御意見が矢般の本会議の時にありまして、この点を委員会として先考えておりまして、先般今担当助役より議案の中、オナ九条の追加を御了解を得たようでありまして、清掃法のうちにあります。この罰則をここに適用すると言ふのではなく、こういう裏付けがあるのであると云うことを町民の



各位にPRしておくと、そしてこの事業をえつと正しく、行つていく方が適当ではないかと考えなければなりません。しかしこの罰則を提案したときに私ども委員会としては罰則をいかに設けましてこれを実際に適用するのでなくこうしたことをするところという罰則があるところとをどこまでえ法を犯さないように町民各位に御認識あずかつていただくように導くことを考えていかなくてはならぬと強く要望をいれておいたわけでございます。

又九条の汚物取扱業者の許可の面ですが福生町の現状を見てみますと家畜の飼料として少しずつ農家の方がかた手回としてとつておいでになつたり又はこれを専業に近う状態で行つていられる方たちがこれをいかに扱うかと言ふことを審議いたしたのですが一応この九条は当然条例が施行されますと無断でとりますことは法にふれるわ

けであります。そうした実状を考へましてごく最近のうちに、そういう方々は役場にでもおいで願ひまして今度町ではこういう条例ができたので町長の許可がなくては、とることが出来ない、しかし現状とつてゐることを、止めると言ふことはなかなかできないことでありますので、そうした方々には何らかの型で町にとどけてそして續けていただくと言ふような方法にえつていきたいということとで委員会は了承したわけであります。次に九条の手数料の問題ですがこれえ私ども受益者の代表として議会に出ております立場から議事人と言ふ立場から町の手算え若干これに使うことえないうにしかえ受益者の手数料の負担えなるべく軽くすむようにと言ふことを念頭におきまして排出量の量の決め方等につきましてえ一応一月平均百五十グラム約四拾貫程度ならは普通の家庭ではこれ以上に出ることはなからう、又これならは

決して不当な御負担を町民の各位にかけるということとはな
 かりうとして、百五拾ギラムを承認したわけであり、
 料金におきましては先程一寸申し上げました通り、すでに
 清掃事業を行っております。各町村を調べてみまして
 大粒田、七拾田の所々あります。五拾田、六拾田と言う所
 へございまして、六拾田というのは何年か前から行っており
 ます。町村であります。すでに時期的に値上げを最近し
 なくてはならないという時期に来ておるようによい。参
 つたわけであり、

そうした面を充分にかんがえまして五拾田ならば負担額
 として五拾重ではないということを委員会に認め、たわけ
 すが、この金額につきましては理事者の方でこの事業を
 行う上におきまして町内会長さん、衛生協力会長さん等
 のお集りを、すでに二回開きまして、たいへん御内諾を得

ているように聞けてはおり、たが幸い昨日三度目の町内会長
 さん、衛生協力会長さんのお集りをいたしまして、たわけ
 日は厚生委員長といたしましてその席へ出まして、二つした金額
 等につきましては御了承をいたしまして、その方々は町民の
 代表としてすでに御内諾を得ていたと、言うことを確認いたしま
 して、ここに委員会の報告の内容を御報告いたすわけであり
 ます。

一議長(高橋) これより委員長報告に対する質疑を行ないます。

一土着(山下幸三) だが今委員長の方から審査報告の内容が報告され

たわけであり、その内容の逐条的な審議の過程から

考へまして、たわけの件であります。この内容については委員長

から詳しく御説明がありました。たが非常に取扱いがむずかし

いと思うので、この内容はたが今委員長が報告された内容で

はちよつとえのたがりない、たがあるという事は農家関係の現況

の中で切替の状態をいかように取扱うかという内容の
具体性がつまびらかになつておりません、その点を理事長
側で御説明を願ひたいと思います。

一助役(篠崎俊夫) お答えを申し上げます。

この問題は非常にむづかしい問題でございます。
生活権の問題でございますのでこうした現状、バタヤさ
んと申しましようか、そういうたえのをやつておられる方
を廻覧権を廻しましてよく調査をいたしまして、その人達に
お集りをいたしまして御意見も聞きこちうからの意向
えよくお伝へいたしましてなんとか円満な妥協線を見い
出して解決したいとこのように考えております。

一十番(山下幸三) 厚生委員長にお伺いをいたします。

ガシ条の関係でございますがこの関係の中におきまして
一ヶ月の普通料金又は特定料金と云うようなたが今説

明内容にありましたがこの内容の中でこれは届出をする
のか又は回集の関係についてはこれは全世帯にえれなくこの
ことを行うことになつておるのか又この内容について、その
家庭自体で必要性のなり場合にはどういう取扱ひを考
えておるのかこの設説明をお願いいたします。

一十四番(磯村武夫) これは執行部の方で考えておると思ひますが私

共済委員会としては昨日執行部の方で各家庭へ一校づつ内容
を細かくした説明書の付いた申込書が行つておると思ひ
ます。その申込みによつて申込みを受けたいので月に定
めた回数以上集めに来ているたがきといふか大量に出るとかいう
方は届出をするようにということとは理事長の方で説明し
たと思ひます。それによつて決まると思ひます。

一般家庭だけ一応五拾円と云うことであります。

一十番(山下幸三) 関連質問であります。一般家庭におきましてはい